

次のとおり公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和4年6月3日

北海道知事 鈴木 直道

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

- (1) 業務名
世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」価値紹介映像制作委託業務
 - (2) 業務の目的
「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産としての価値や魅力を正しく伝えるための映像を制作し、教職員や教育旅行関係者、縄文遺跡群を学びたい人に対して伝えることにより、道内外からの教育旅行の誘致によるリピーター層への浸透等、「北の縄文ファン」の拡大と誘客促進につなげることを目的とする。
 - (3) 業務の内容
新規映像の制作（10分程度の映像7本）
縄文遺跡群の世界文化遺産としての価値や魅力を正しく伝える下記の内容が含まれ、「北海道における縄文世界遺産の活用のあり方」において縄文の魅力を誰もが理解でき、惹きつけるコトバとして設定したキャッチフレーズ「未来へつづく、一万年ストーリー。」を効果的に使用した映像とすること。映像の制作に当たっては、他の制作映像で使用していない未公開映像を原則とする。ただし、季節や天候などの都合により撮影が難しい場合や適当な映像が撮影できなかった場合は、借用映像や受託者が所有している映像を使用することも可とする。借用映像等を使用する際の手続きは受託者が行うこと。
ア 世界遺産について以下の内容が含まれる映像（10分程度）
 - (ア) ユネスコの概要や活動の紹介、
 - (イ) 世界遺産条約の成立と目的
 - (ウ) 世界遺産に登録されるための3つの基準
イ 縄文文化について以下の内容が含まれる映像（10分程度）
 - (ア) 縄文文化の概要（縄文文化に至る経緯と縄文時代の歴史を含む）
 - (イ) 縄文文化の特徴
ウ 縄文遺跡群について以下の内容が含まれる映像（10分程度）
 - (ア) 縄文時代の文化圏
 - (イ) 北海道・北東北の環境的な特徴
 - (ウ) 17構成資産の概要と特徴
エ 北海道の構成資産について以下の内容が含まれる映像（10分程度）
 - (ア) 各資産及び関連資産の位置づけと魅力
 - (イ) 縄文以降の北海道
オ 縄文文化を支えた北海道の生物多様性について以下の内容が含まれる映像（10分程度）
 - (ア) 北海道の農林水産資源
 - (イ) 北海道の食文化
カ 縄文遺跡群の保存と活用について以下の内容が含まれる映像（10分程度）
 - (ア) 世界遺産教育の必要性
 - (イ) ESD、SDGsの活動
 - (ウ) 未来を担う人材の育成
キ ダイジェスト版（10分程度）
誘客促進につながるア～カのダイジェスト版
- (4) 契約期間 契約締結日から令和5年1月31日（火）まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

- (1) 委託事業者

単体の法人若しくは団体又は、複数の法人等による連合体（以下「コンソーシアム」という。）であること。

- (2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。
- ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合も含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。なお、コンソーシアムの場合は、半数以上の構成員の本社又は事業所が道内に所有し、代表となる構成員の本社又は事業所が道内に存在すること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に掲げる者（未成年者、被補佐人又被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない）でないこと。
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
 - エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。
 - カ 暴力団関係事業者等でないこと。
 - キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。
 - (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）
 - (イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）
 - (ウ) 消費税及び地方消費税
 - ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと（当該届出の義務がない場合は除く）。
 - (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条に規定による届出
 - (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
 - (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出
 - ケ コンソーシアムの構成員が単体の法人又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。
 - コ 団体においては、団体規約及び会計帳簿を備え、予算と決算を行っていること。
 - サ 特定非営利活動法人の場合は、直近2年度分の特定非営利活動促進法第29条に定める事業報告書等を所管庁へ提出していること。

3 応募の手続き

- (1) 資格審査申請書の提出期限、場所、方法、部数
- ア 提出期限 令和4年6月17日(金)午後5時必着
 - イ 提出場所 3(4)に同じ
 - ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)
 - エ 提出様式 別添1のとおり
 - オ 提出部数 1部
- (2) 企画提案書の提出期限、場所、方法、部数
- ア 提出期限 令和4年7月4日(月)午後5時必着
 - イ 提出場所 3(4)に同じ
 - ウ 提出方法 持参又は郵送(書留郵便に限る)
 - エ 提出様式 別添2のとおり
 - オ 提出部数 7部(法人名等については、1部のみ記載し、残り6部については、それらを記載しないこと。また文中にも法人名等を記載しないこと。)
- (3) 質問の受付
- 電子メール（メールアドレス：kansei.bunka@pref.hokkaido.lg.jp）で受け付けます。「件名」に【質問：世界文化遺産「北海道・北東北の縄文遺跡群」価値紹介映像制作委託業務<企業名>】と明記し、本文に業務名、担当職・氏名及び連絡先電話番号を記載した上

で、質問事項を明記してください。

なお、質問内容の趣旨等を確認させていただく場合があります。
送信後、必ず電話で着信の確認をお願いします。

(4) 提出窓口

〒060-8588

札幌市中央区北3条西6丁目

北海道環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室

担当 依田

電話 011-231-4111 (内線24-145)

011-204-5168 (直通)

4 企画提案説明書の交付に関する事項

(1) 交付期間 告示した日から令和4年6月17日(金)午後5時まで

(交付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く午前9時から午後5時まで)

(2) 交付場所 北海道環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/bns/jomon/index.html>

5 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

6 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた評価基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者(以下「特定者」という。)を選定する。

7 契約手続

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

8 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道環境生活部文化局文化振興課縄文世界遺産推進室

(2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 12階

(3) 連絡先 電話番号 011-204-5168

ファクシミリ 011-232-8695

メールアドレス kansei.bunka@pref.hokkaido.lg.jp

9 業務上の留意事項

(1) 受託決定後、企画提案の内容を基本として、北海道と受託者が協議し委託業務の内容を決定する。

(2) 業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

10 その他

(1) 資格審査申請書及び企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) 詳細は、企画提案説明書による。